

平成二十三年東北地方太平洋沖地震

相談員 資料 ②

【目次】

1. 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について	p 3
2. 激甚災害制度について	p 9
3. 被災者生活再建支援制度の概要	p 15
4. 被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について	p 16
5. 災害に係る住家の被害認定の概要	p 17
6. 災害の被害認定基準について	p 19
7. 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について<抜粋>	p 21
8. 浸水等による住宅被害の認定について	p 22
9. 災害に係る住家被害認定基準運用指針の見直しの骨子	p 27
10. 地震保険について	p 33
11. <資料>激甚災害法	p 35
12. <資料>被災者生活再建支援法	p 44
13. <資料>災害弔慰金の支給等に関する法律	p 48
14. <資料>罹災都市借地借家臨時処理法	p 52
15. <資料>福島県宅地建物取引業協会・災害協定による民間賃貸住宅の提供について	p 57
16. <資料>日本政策金融公庫・平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧 貸付の実施及び被害を受けた中小企業の皆様への特別措置（災害復旧貸付の 利率引き下げ）の実施について	p 58
17. <資料>中越地震の際の新聞抜粋	p 60

3月13日（日）公布



平成23年3月
内閣府（防災担当）

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、非常に大きな津波を伴って、東北地方をはじめとした東日本に著しく甚大な被害が発生しています。また、12日には長野県北部の地震も発生するなど、広い範囲で甚大な被害が発生しています。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

3月12日（土）、以下のとおり、激甚災害の指定を行う政令を閣議決定しました。

I 政令の概要

本政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震などの地震による被害が、激甚災害指定基準を明らかに超えるものと見込まれたため、早期に激甚災害（全国を対象とする本激）に指定したものです。

II 主な適用すべき措置

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

（2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

（3）水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）

水産動植物の養殖施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率10分の9／10を上限に補助を行ないます。

（4）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じます。

その他、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例など、合計18の措置を適用します。

政令第十八号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第七条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」）という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第九条から第十四条まで、第十

六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであつて当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令

で定める率は、いずれも十分の九とする。

一 魚類養殖施設

二 貝類養殖施設

三 海藻類養殖施設

四 前三号に掲げる養殖施設以外の養殖施設

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十三年九月十一日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生し

た市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第五条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年三月十日とする。

附 則

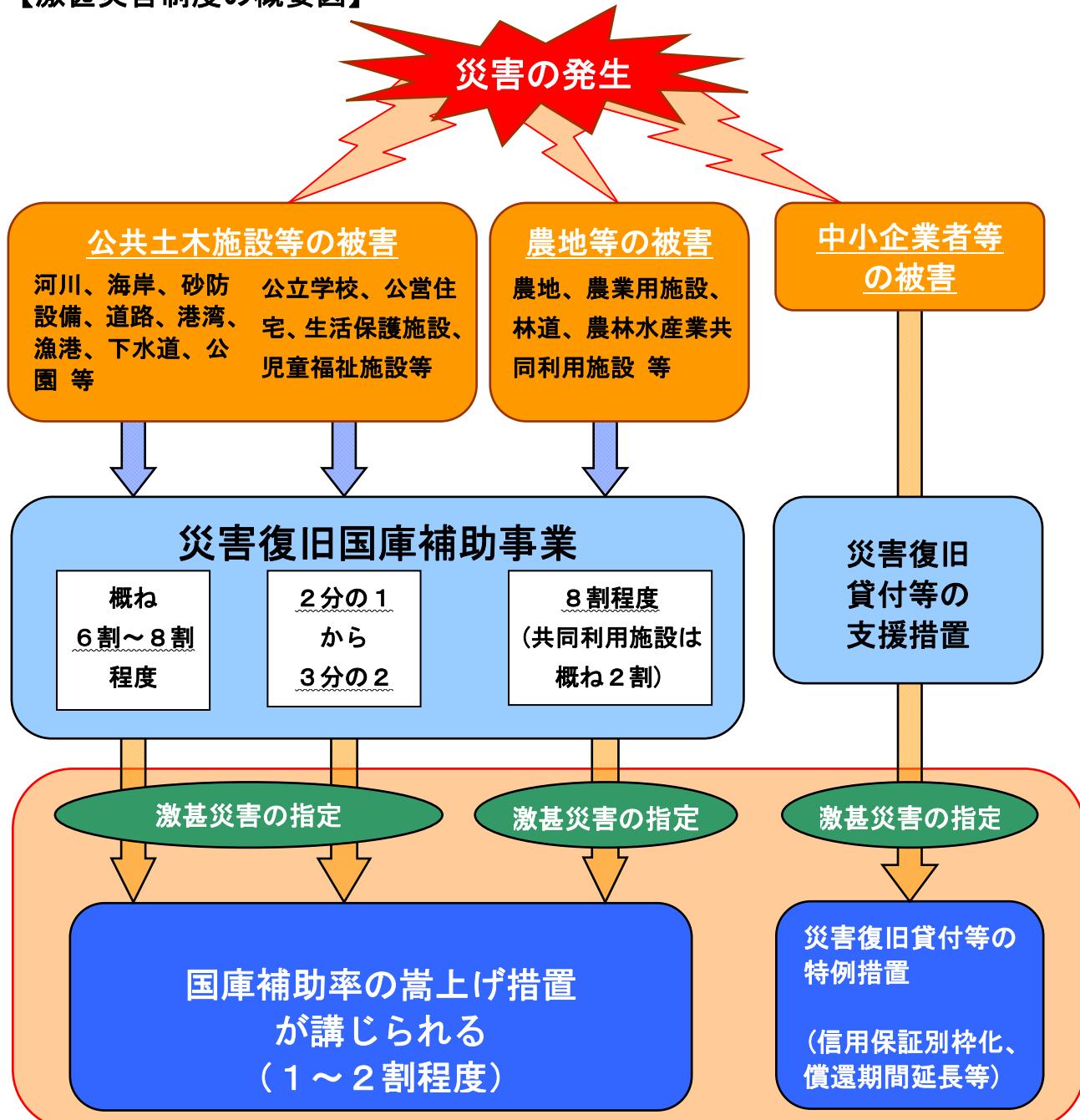
この政令は、公布の日から施行する。

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聞くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



激甚災害制度について

1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置を選択して適用する。

① 公共土木施設災害復旧事業等^(注)に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）

（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

② 農林水産業に関する特別の助成

- | | |
|----------------------------|----------|
| イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 | (第5条) |
| ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 | (第6条) |
| ハ 天災融資法の特例 | (第8条) |
| ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 | (第10条) |
| ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助 | (第11条) |
| ヘ 森林災害復旧事業に対する補助 | (第11条の2) |

③ 中小企業に関する特別の助成

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| イ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 | (第12条) |
| ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 | (第13条) |

④ その他の特別の財政援助及び助成

- | | |
|-----------------------------|--------|
| イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 | (第16条) |
| ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 | (第17条) |
| ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 | (第22条) |
| ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | (第24条) |

3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円 ……の県が1以上</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超える場合、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上</p> <p>ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上</p> <p>ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 ……の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 共同利用小型漁船の建造費の補助 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 水防資材費の補助の特例 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	災害の実情に応じ、その都度検討する。

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置を選択して適用する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業に関する特別の助成（第12条、第13条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

(3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1)次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ)当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ)当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p> 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(ハ)当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p> 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×20% +(当該市町村の標準税収入-50億円)×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	(2)次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(2)次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超えるかつ、 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	(3)当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) >当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあっては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	(4)中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と
続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金: 災害証明書、住民票 等

②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内

②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額: 600億円)

○ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。

被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について

(平成23年1月31日現在)

年	法適用年 月日	対象災害	対象都道 府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給 世帯数	支援金支給額 (千円)
H11	6/29	6月末豪雨災害※	広島県	全域適用	65	53,685
	9/24	台風第18号災害※	熊本県	全域適用	106	80,375
			山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、小野田市、大畠町、秋穂町、阿知須町、山陽町	83	61,571
			愛知県	豊橋市	37	28,545
			福岡県	北九州市	12	6,857
				合 計	238	177,349
H12	10/28	10月末豪雨災害※	岩手県	陸米町	21	17,600
	3/31	有珠山噴火災害※	北海道	全域適用	262	213,549
	6/26	三宅島噴火災害※	東京都	三宅村	1,484	1,178,659
	9/11	東海地方豪雨災害※	愛知県	名古屋市、半田市、東海市、大府市、豊明市、阿久比町、東浦町、美浜町、稻武町	9	6,212
			岐阜県	上矢作町	9	7,261
				合 計	18	13,472
H13	10/6	鳥取県西部地震※	鳥取県	全域適用	366	280,971
			島根県	安来市、伯太町	20	17,278
				合 計	386	298,249
H14	3/24	芸予地震※	広島県	吳市	52	42,508
	9/6	台風第16号等豪雨※	高知県	土佐清水市、大月町	30	24,252
	9/8-11		沖縄県	沖縄市、渡名喜村	10	6,665
H15	7/10	台風第6号豪雨※	岐阜県	大垣市	0	0
	7/11		岩手県	釜石市、東山町	0	0
				合 計	0	0
H16	7/18	7月梅雨前線豪雨※	福岡県	福岡市、飯塚市、太宰府市、志面町、穂波町	15	11,713
	7/20		熊本県	水俣市	15	10,247
				合 計	30	21,960
	7/26	宮城県北部を震源とする地震※	宮城県	全域適用	516	397,907
	9/26	十勝沖地震※	北海道	全域適用	56	30,477
	6/27	佐賀県空襲災害※	佐賀県	佐賀市	13	14,622
H17	7/13	新潟県豪雨災害※	新潟県	長岡市、三条市、見附市、柿尾市、中之島町、三島町、和島村	317	403,776
	7/18	福井県豪雨災害※	福井県	福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町	30	24,579
	8/17	台風第15号豪雨※	愛媛県	新居浜市	29	32,508
	8/30	台風第16号豪雨等※	愛媛県	大洲市	0	0
			岡山県	倉敷市、笠岡市、玉野市、寄島町、岡山市	38	33,176
			香川県	坂出市、観音寺市	2	2,298
H18	9/7	台風第18号豪雨等※	広島県	吳市、倉橋町	12	20,448
	9/29	台風第21号豪雨※	三重県	津市、紀伊長島町、海山町、宮川村	17	28,219
			愛媛県	新居浜市、西条市、四国中央市、小松町	80	77,143
			兵庫県	赤穂市、上郡町、上月町	19	23,914
	10/9	台風第22号豪雨※	静岡県	全域適用	116	129,276
					107	111,069
H19	10/20	台風第23号豪雨※	岐阜県	高山市	0	0
			京都府	舞鶴市、宮津市、大江町、加悦町、伊根町、京丹後市、福知山市	26	32,209
			兵庫県	全域適用	1,227	733,918
			香川県	高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾上町、綾南町、国分寺町、飯山町	52	64,838
			岡山県	玉野市	6	12,090
			徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市	0	0
H20	10/23	新潟県中越地震	新潟県	全域適用	1,311	843,055
	2/1	三宅島噴火災害(帰島閑連分)	東京都	三宅村	1,091	672,457
	3/20	福岡県西方沖で発生した地震	福岡県	全域適用	238	290,987
	9/4 9/6	台風第14号豪雨※	鹿児島県	垂水市、錦江町	43	41,350
			高知県	四万十市	5	7,953
			山口県	美川町、岩国市	8	9,515
H21	6/12 7/19 7/22	平成18年梅雨期豪雨※	宮崎県	全域適用	1,192	1,096,404
			沖縄県	那霸市	9	8,538
			長野県	岡谷市、諏訪市、塩尻市、下諏訪町、辰野町	17	25,874
			宮崎県	えびの市	1	204
			鹿児島県	全域適用	225	255,614
				合 計	252	290,230
H22	9/17	台風第13号豪雨等※	宮崎県	全域適用	117	105,606
	9/16		沖縄県	石垣市、竹富町	34	51,984
				合 計	151	157,590
	11/7	佐呂間町竜巻災害※	北海道	佐呂間町	10	6,199
	3/25	平成19年(2007年)能登半島地震※	石川県	全域適用	841	1,747,061
	7/16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震※	新潟県	全域適用	3,033	6,623,639
H20	9/14	台風第11号及び前線による大雨災害※	沖縄県	久米島町	52	84,375
	9/17		秋田県	北秋田市	46	78,750
				合 計	98	163,125
	9/18	台風第12号災害※	沖縄県	竹富町	6	7,125
	6/14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	宮城県	栗原市	55	110,500
	7/28	7月28日からの大雨災害	石川県	金沢市	6	8,375
H21	8/28	平成20年8月未豪雨	愛知県	名古屋市、岡崎市	5	9,750
	7/21	平成21年7月中国・九州北部豪雨災害	山口県	山口市、防府市	55	95,875
	7/24		福岡県	飯塚市	5	5,625
				合 計	60	101,500
	8/9	台風第9号災害	兵庫県	全域適用	508	777,750
			岡山県	美作市	37	61,875
				合 計	545	839,625
H22	7/3	平成22年梅雨前線による大雨災害	鹿児島県	曾於市	2	3,000
	7/14		長野県	飯田市(旧南信濃村の区域)	2	2,000
	7/14-16		広島県	呉市(旧安浦町及び旧川尻町の区域)、庄原市	16	24,750
	7/15		山口県	美祢市、山陽小野田市	11	15,875
	7/15		岐阜県	八百津町	1	1,000
				合 計	32	46,625
	10/20	10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害	鹿児島県	奄美市、龍郷町	15	13,500
制度開始時からの総合計					18,036	23,688,129

(注1)対象災害中※印は申請期間の終了した災害を示す

(注2)千円未満を四捨五入した数値である

(注3)H17三宅島噴火災害(帰島閑連分)は長期避難解除世帯特例経費等(平成17年2月1日以降支給分)である

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

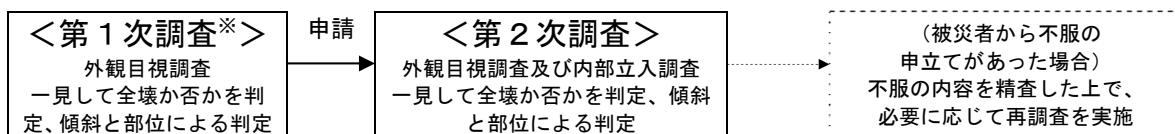
	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 災害ごとの被害認定方法

(②損害基準判定（経済的被害）で判定する場合）

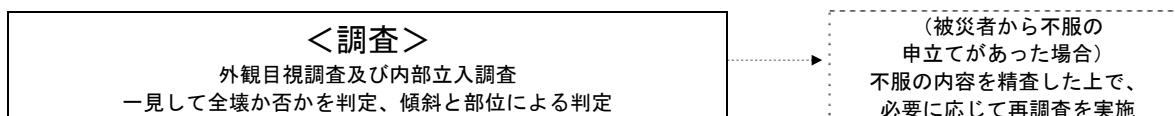
具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

（1）地震による住家被害に係る調査の流れ



※第1次調査は、外観から調査可能な部分の調査とする。

（2）水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



（3）住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\Sigma (\boxed{\text{当該部位の損害の程度} (\times)} \times \boxed{\text{当該部位の家屋全体に占める構成割合}}) = \boxed{\text{住家全体の損害割合}}$$

運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

$$\boxed{\text{※ 当該部位の損害の程度}} = \Sigma (\boxed{\text{当該部位の一部の損害の程度 (10%~100%)}} \times \boxed{\text{当該部位の一部の当該部位全体に占める割合}})$$

市町村による調査

(4) 各部位毎の構成割合（木造・プレハブの場合）

地震による被害（第1次調査）		地震による被害（第2次調査）、水害による被害及び風害による被害	
屋根	10%	屋根	10%
壁（外壁）	80%	柱（又は耐力壁）	20%
基礎	10%	床（階段を含む。）	10%
		外壁	10%
		内壁	15%
		天井	5%
		建具	10%
		基礎	10%
		設備	10%

(5) 損傷の例示（木造・プレハブの住家の屋根の場合（抜粋））

損傷の例示	損傷程度
・棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。	10%
・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレートにひび割れが生じている。 ・浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。※1 ・屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。※2	25%
・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。※1 ・浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。※1 ・浸水により下地材の損傷が見られる。※1 ・金属板葺材の半分程度がはがれている。※2 ・屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。※2	50%
・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレートのひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 ・屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※2 ・野地板の一部がはがれている。※2	75%
・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※2 ・野地板の損傷が著しい※2	100%

※1 水害による住家被害及び風害による住家被害の場合のみの例示

※2 風害による住家被害の場合のみの例示

平成13年6月28日府政防第518号
内閣府政策統括官（防災担当）から
警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省
社会・援護局長、中小企業庁次長、
国土交通省住宅局長あて通知

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていたものであるが、判断基準について各省庁に差異があることから、昭和43年6月に統一されたものである。

しかしながら、災害の被害認定基準はその後既に30数年が経過しており、特に住家の被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などから、最近の災害に係る住家の被害認定については実情に合わないのでないかとの指摘がなされた。

このような状況から、現行の被害認定基準のうち住家の全壊・半壊に係る認定基準について、関係省庁等の参加の下、内閣府に設置された「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」において検討を行った結果、このたび成案を得たので、内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」において通知した統一基準を別紙のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれでは、災害の被害状況の報告等の重要性にかんがみ、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この案に基づき、災害の被害認定基準に関する通達等において所要の改正を行われた場合には、当方にも通知されるようお願いする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受け必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。